

改正案	現行
<p>香取市地域公共交通協議会規約 (設置)</p> <p>第1条 香取市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)により、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 形成計画及び改善計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 形成計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 市の総合的な交通施策に関すること。 (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。 (6) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) 特定非営利活動法人等が行う自家用有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 	<p>香取市地域公共交通協議会規約 (設置)</p> <p>第1条 香取市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)により、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 形成計画及び改善計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 形成計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 市の総合的な交通施策に関すること。 (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。 (6) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 事務局は、香取市総務企画部企画政策課に置く。
- 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

- 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。
- 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年香取市条例第40号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 事務局は、香取市総務企画部企画政策課に置く。
- 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

- 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。
- 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年香取市条例第40号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。